

通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービス 愛光リハビリテーションデイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社I. K corporationが開設する愛光リハビリテーションデイサービス(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスの事業(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下、「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

- 1 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者・事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあつては、居宅介護支援業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 愛光リハビリテーションデイサービス
- 2 所在地 愛知県名古屋市緑区桶狭間神明1218番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

従業者

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名 (常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)従業者

ア 生活相談員 3名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。

イ 介護職員 10名以上

介護職員は、サービスの提供に当たる。

ウ 機能訓練指導員 3名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

エ 看護職員 2名以上

看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から土曜日とする。

(祝日・夏季:8月13日～8月16日・冬季:12月30日から1月4日までは除く)

2 営業時間 午前8時15分から午後6時00分までとする

3 サービス提供時間 午前9時25分から午後4時35分までとする(7時間10分)

(指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び・予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 44名(通常規模型)

(指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条

1 指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。当該指定通所介護及び予防専門型通所サービス・介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

①送迎

②健康チェック

③入浴(一般浴・機械浴) * 入浴介助加算Ⅰ

④日常生活動作の機能訓練

⑤食事・おやつの提供

⑥口腔ケア

⑦レクリエーション

- 2 第10条の通常地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は事業所の実施地域を越える地点から、以下の額を徴収する。

区分(片道の距離)	交通費(送迎往復)
3. 5km 未満	600 円
3. 5km 以上4. 5km 未満	700 円
4. 5km 以上5. 5km 未満	800 円
5. 5km 以上6. 5km 未満	900 円
6. 5km 以上7. 5km 未満	1,000 円
* 1 以下 1Km 増すごとに 100 円を加算	
* 2 消費税は別途	

- 3 食費・おやつ・レクリエーション材料費として1回の通所あたり 500 円を徴収する。
- 4 おむつ代 150 円・パット代は 100 円を利用に応じて徴収する
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条

- 1 指定通所介護事業の実施地域は名古屋市緑区・大府市・豊明市とする。
- 2 予防専門型通所サービス事業の実施地域は名古屋市緑区とする。
- 3 介護予防通所サービス事業の実施地域は豊明市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条

- 1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。
- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(事業所で策定する事項)

第13条

(1)高齢者虐待防止の推進

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。

事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施します。

虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(2)身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(3)業務継続計画の策定等

感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に実施できる体制の構築へ、非常時の体制で早期の業務再開を図るなどの業務継続に向けた計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

業務継続計画の策定、おおむね1年に1回以上計画の見直しをします。

従業者への業務継続計画の周知をします。

研修、訓練の実施、記録を作成します。

(4)衛生管理等

感染症防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成し、及び対策を検討する委員会を設立します。

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(その他運営に関する留意事項)

第14条

1 施設は従業者の質的向上を図るための研究の機会を設け、勤務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者の雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社I. K corporationと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する

この規定は平成30年4月1日から施行する

この規定は平成31年4月1日から施行する

この規定は令和3年4月1日から施行する

この規定は令和3年9月1日から施行する

この規定は令和4年4月1日から施行する

この規定は令和6年4月1日から施行する